

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇規 則
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
被爆者一般疾病医療機関の指定
鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
飼料の試験の結果の概要
土地改良事業計画の適否の決定
保安林の指定の解除
解除予定の保安林(三件)
基本測量の実施
土地収用法による土地の立入り
開発行為に関する工事の完了
風俗営業等取締法による聴聞
狩猟免許試験の実施

◇公 告
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
被爆者一般疾病医療機関の指定
鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
飼料の試験の結果の概要
土地改良事業計画の適否の決定
保安林の指定の解除
解除予定の保安林(三件)
基本測量の実施
土地収用法による土地の立入り
開発行為に関する工事の完了
風俗営業等取締法による聴聞
狩猟免許試験の実施

規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十一号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年三月鳥取県条例第三号)中別表第一の改正規定のうち第一種県管住宅の表の末恒第十一団地に関する部分及び青木第十一団地に関する部分の施行期日は、昭和五十五年八月十三日とする。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

和田第三二六、三〇〇円

を

和田第三

末恒第十一

青木第十一

二六、三〇〇円

三九、六〇〇円

三〇、四〇〇円

に改める。

附 則

1 この規則は、昭和五十五年八月十三日から施行する。

2 次の表の上欄に掲げる県営住宅の家賃については、同表の中欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

末恒第十一	昭和五十五年八月十三日から昭和五十六年三月三十一日まで	三三、〇〇〇円
	昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	三五、〇〇〇円
	昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	三七、〇〇〇円
	昭和五十五年八月十三日から昭和五十六年三月三十一日まで	二八、〇〇〇円
	昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	二九、〇〇〇円

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十三号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号の項の次に次のように加える。

二十 野菜簡易パイプハウス栽培技術導入資金 夏季の気候が冷涼な地域における野菜の病害の防止、栽培期間の延長等を図るために必要な簡易パイプハウスの設置に要する資金

五年以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
水 垣 内 科	鳥取市徳尾字石堂田一五ノ六	昭和五十五年八月四日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	昭和五十五年七月二十二日

鳥取県告示第六百六十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
赤碕町国保直営以西診療所	東伯郡赤碕町宮木	昭和五十四年二月二十四日

鳥取県告示第六百六十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十五年八月五日	清水皮膚科形成外科医院	米子市角盤町四丁目二三

鳥取県告示第六百六十二号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和五十三年十一月鳥取県告示第千十三号）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表第十九号の項の次に次のように加える。

二十 野菜簡易パイプハウス(パイプパイプハブ、ビニール、寒冷紗、ウス栽培枝支柱等)及びかん水施肥導入資金設(配管資材、エンジン、ポンプ等)の設置に要する費用	ほうれんそうの簡易パイプハウスにあつては、施設の面積一〇アールにつき二、〇六一、〇〇〇円	五月、六月、八月、九月、一月又二月又
農業者等	いちで、トマト等の簡易パイプハウスにあつては、施設の面積一〇アールにつき一、九八六、〇〇〇円	は二月は三月

鳥取県告示第六百六十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十五年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試 験 結 果 の 概 要							備考									
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		水溶性窒素	ペプトン消化率	D	C	P	T	D	N	M
神戸市 日清製粉株式会社 社神戸飼料工場	米子市西三柳字 大沢16島根米穀 株式会社日清飼 料米子営業所	①日清印成鶏用配合飼料 サンルート ②日清印大さう用配合飼 料 大雛	55.6	16.1	8.2	3.2	10.7	3.32	0.58											
下関市 林兼産業株式会社 社飼料部	境港市上道町10 31番地有限会社 三代肥産店境港 営業所	③日清印子豚用配合飼料 子豚ハイペース	55.6	15.6	8.7	2.9	4.9	0.89	0.58											
境港市外江町37	境港市上道町10	④まるは印配合飼料 サンパパー ⑤まるは印配合飼料 大さう	55.6	16.0	3.9	2.7	5.3	0.98	0.67											
		⑥あいの標準配合飼料 青糶用後期	55.6	14.6	3.0	5.1	6.0	0.97	0.79											2670

43の1山陰くみ あい飼料株式会社	31番地有限公司 三代肥糧店境港 営業所	㊟くみあい標準配合飼料 成鶏用エックラッシュ17	55.6	18.4	4.3	3.3	12.9	3.88	0.77								2750		
		くみあい配合飼料 子牛フリート1号	55.6	16.7	2.3	6.2	7.5	0.98	0.98									67.2	
		㊟くみあい配合飼料 成鶏用トリケイ18	55.6	19.0	4.3	3.2	10.8	3.15	0.77								2740		
		㊟くみあい配合飼料 ピグエースエクストラ	55.6	16.6	4.0	2.3	4.3	0.67	0.50								14.1	77.1	

注 1 飼料の名称の欄中「㊟」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄中、栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第六百六十四号

昭和五十五年五月二十二日付で大山町から申請のあつた土地改良(一の谷地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年八月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大崎字高砂中二二八七の一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字岩田奥一八五四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町門谷字六郎谷ノ四 九六〇の二、別所字本谷一二七八の一五五、一二七八の一五七、津地字大谷山九七八の四から九七八の六まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字六本松二〇二七の二、字魚切二〇二八の二、字タラ塔二〇六二の二、字赤神二一一三の二、二一一三の三、字天王谷二一五〇の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

三 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町福岡字上谷奥一六六八の四から一六六八の六まで、字郷原山二四九の二、二四九の三

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

鳥取県告示第六百六十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市木高字立見四二二の一、四二二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百六十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間 昭和五十五年八月二十日から同年十二月十五日まで

三 作業地域 郡家町

鳥取県告示第六百七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称 鳥取県

二 事業の種類 鳥取空港整備事業

三 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市賀露町字米倉、字中浜及び字西浜、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町北四丁

目並びに伏野字砂浜及び字スクモ塚地内
四 立ち入ろうとする期間 昭和五十五年八月二十日から昭和五十六年八月十九日まで

鳥取県告示第六百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年一月二十六日鳥取県指令受都計第四百三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字井後

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳ろ六九六

山根幸太郎

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年八月十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十五年八月二十一日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

米子市朝日町四九番地一アイワビル三階

株式会社青雲

代表取締役永井和美

公 告

鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」といふ。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

昭和55年 8月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し狩猟免許を受けようとする者

2 実施日時及び場所

実施月日	時 間	試 験 場 所
9月22日	9時30分	鳥取市東町一丁目 鳥取県庁第二庁舎第22会議室
9月24日	"	米子市鞆町 西部総合事務所講堂
9月29日	"	倉吉市蔵城 中部総合事務所大会議室

受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)
- (2) 知識試験 (鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
- (3) 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第8号に該当するかどうかについての医師の診断書
 - (2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- 5 申込期限

昭和55年9月16日

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 2,800円。ただし、受験の日には狩猟免許を受けており、これと異なる種の免許を受けようとする者にあつては、2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局林業課に問い合わせること。